

1 日本薬局方収載微生物株の学名表記について 2 〈G4-14-190〉

3 日本薬局方収載の微生物株の学名表記は、微生物データベ
4 ースや微生物保存機関等において分類学的に用いられる学名表
5 記と異なっている場合がある。これは、日局が学術書ではなく
6 法令であるために生じる。加えて、微生物の分類法の発展によ
7 り、微生物の分類及び学名がしばしば変更されていることによ
8 る。微生物関連試験に使用する微生物株の学名表記が日局にお
9 ける表記と不一致である場合は、必要に応じて微生物株の入手
10 先などに対し、両者が同一の微生物株であることを確認すると
11 よい。
12
13